

# 債権譲渡の対価としてされた金銭の交付（いわゆる「給与ファクタリング」）が貸金業法2条1項と出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律5条3項にいう「貸付け」に当たるとされた事例

（最三小決令和5年2月20日刑集77巻2号13頁）

横 山 裕 一

## 第1 はじめに

事業者が、資金を必要とする労働者が雇用主に対して有する（将来の）貸金債権を買い取って金銭を交付し、同貸金債権を事業者ではなく売主である労働者を通じて回収し、交付した金銭を回収するとのいわゆる「給与ファクタリング」取引について、最高裁において、これが貸金業法2条1項及び出資法5条3項の「貸付け」にあたりと判断した事例である。給与ファクタリングが「貸付け」に該当する場合、「貸付け」を行うためには貸金業法3条1項の登録を受ける必要があり、登録を受けずに「貸付け」をすれば、貸金業法47条2号により罰せられる。なお、かねてから金融庁によって給与ファクタリングは貸金業法2条1項の「貸付け」に該当するとの見解が示されていた<sup>(1)</sup>。また、後述するように民事の下級審裁判例では、給与ファクタリングが「貸付け」に該当することを明示した事案もあった。

## 第2 事案の概要

1 本件は、東京都内に事務所を設け、株式会社Aの名称で、「給料ファクタリング」と称する取引を行っていた被告人が、（1）東京都知事の登録を受けないで、業として、令和2年3月13日から同年7月27日までの間、969回にわたり、合計504名の顧客に対し、口座に振込送金する方法により、貸付名目額合計2790万9500円（実交付額合計2734万2120円）を貸し付け、もって登録を受けないで貸金業を営んだという貸金業法違反（同法47条2号、11条1項、3条1項）、（2）業として金銭の貸付けを行うに当たり、同年3月31日から同年8月4日までの間、33回にわたり、前記株式会社A名義の普通預金口座に振込送金で受け取る方法により、前記顧客のうち8名から、法定の1日当たり0.3パーセントの割合による利息合計11万8074円を101万7816円超える合計113万5890円の利息を受領したという出資の受入れ、

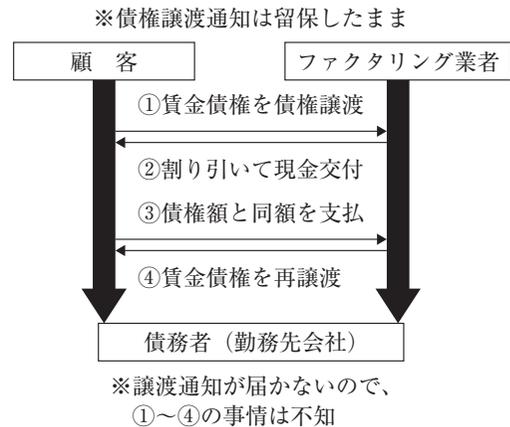
(1) 金融庁「一般的な法令解釈に係る書面照会手続」（令和2年3月15日付回答）では、「照会に係るスキーム（筆者注：給与ファクタリング）においては、貸金債権の譲受人から労働者への金銭の交付だけでなく、貸金債権の譲受人による労働者からの資金の回収を含めた資金移転のシステムが構築されているということができ、当該スキームは、経済的に貸付け（金銭の交付と返還の約束が行われているもの。）と同様の機能を有しているものと考えられることから、貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項の「手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法」に該当すると考えられる。」としていた。本件決定前から、給与ファクタリングのスキームが貸金業法2条1項の「貸付け」に該当するとの結論自体は大勢を得ていたといっても過言ではない。

預り金及び金利等の取締りに関する法律（以下「出資法」という。）違反（同法5条3項後段）で起訴された事案である。

2 被告人が、「給料ファクタリング」と称して、顧客との間で行っていた取引（以下「本件取引」という。）は、被告人が、労働者である顧客から、その使用者に対する貸金債権の一部を、額面額から4割程度割り引いた額で譲り受け、同額の金銭を顧客に交付するというものであった。本件取引では、契約上、使用者の不払の危険は被告人が負担するとされていたが、希望する顧客は譲渡した貸金債権を買戻し日に額面額で買戻すことができること、被告人が、使用者に対する債権譲渡通知の委任を受けてその内容と時期を決定すること、顧客が買戻しを希望しない場合には使用者に債権譲渡通知をするが、顧客が希望する場合には買戻し日まで債権譲渡通知を留保することが定められていた<sup>(2)(3)</sup>。そして、全ての顧客との間で、買戻し日が定められ、債権譲渡通知が留保されていた。

3 第1審（旭川地判令和3年9月6日刑集77巻2号31頁）及び原審（札幌高判令和4年2月15日刑集77巻2号35頁）ともに、本件取引について、(1)東京都知事の登録を受けずに貸金業を営んだとして貸金業法47条2号、11条1項、3条1項に違反し、(2)1日当たり0.3パーセントを超える利息を受領したとして出資法5条3項後段に違反するとして有罪とした。

被告人は、本件取引は債権譲渡であるから、その対価としての金銭の交付は貸金業法2条1項と出資法5条3項にいう「貸付け」に当たらないと主張し上告した。



第3 決定の内容<sup>(4)</sup>（以下「本件決定」という。また、下線はすべて筆者による。）

上告棄却。

「3 所論は、本件取引は債権譲渡であるから、その対価としての金銭の交付は貸金業法2条1項と出資法5条3項にいう「貸付け」にあたらぬと主張する。

4 そこで検討すると、本件取引で譲渡されたのは貸金債権であるところ、労働基準法24条1項の趣旨

(2) 一般私企業が行うファクタリングにおいても、債務者である取引先に譲渡通知が送付されることにより経営の悪化が疑われ将来の取引に影響が出るおそれがあることを懸念し、債務者対抗要件である債務者に対する確定日付のある通知を留保することも珍しくない（いわゆる「二者間ファクタリング」）。

(3) 佐野史郎『詳解 デジタル金融法務』（金融財政事情研究会、2021年）293頁も、「譲渡企業によっては、債権譲渡の事実を取引先である債務者に知られることを好まないことがある。…債務者対抗要件の具備を留保する方式（サイレント方式）が多い。」としている。

(4) 本決定の解説・講評として、高松志直「給与ファクタリングに関する貸金業法および出資法の適用」金融法務事情2210号68頁（2023年）、石田剛「債権譲渡の対価としてされた金銭の交付が貸金業法2条1項と出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律5条3項にいう「貸付け」に当たるとされた事例」法学教室514号19頁（2023年）、神例康博「債権譲渡の対価としてされた金銭の交付と貸金業法2条1項と出資法5条3項にいう「貸付け」」刑事法ジャーナル77号174頁（2023年）、中谷仁亮「債権譲渡の対価としてされた金銭の交付が貸金業法2条1項と出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律5条3項にいう「貸付け」に当たるとされた事例」金融法務事情2223号12頁（2023年）等がある。

に徴すれば、労働者が賃金の支払を受ける前に賃金債権を他に譲渡した場合においても、その支払についてはなお同項が適用され、使用者は直接労働者に対して賃金を支払わなければならない、その賃金債権の譲受人は、自ら使用者に対してその支払を求めることは許されない（最高裁昭和40年（オ）第527号同43年3月12日第三小法廷判決・民集22巻3号562頁参照）ことから、被告人は、実際には、債権を買い戻させることなどにより顧客から資金を回収するほかなかったものと認められる。

また、顧客は、賃金債権の譲渡を使用者に知られることのないよう、債権譲渡通知の留保を希望していたものであり、使用者に対する債権譲渡通知を避けるため、事実上、自ら債権を買い戻さざるを得なかったものと認められる。

そうすると、本件取引に基づく金銭の交付は、それが、形式的には、債権譲渡の対価としてされたものであり、また、使用者の不払の危険は被告人が負担するとされていたとしても、実質的には、被告人と顧客の二者間における、返済合意がある金銭の交付と同様の機能を有するものと認められる。

このような事情の下では、本件取引に基づく金銭の交付は、貸金業法2条1項と出資法5条3項にいう「貸付け」に当たる。したがって、被告人について、（1）貸金業法違反及び（2）出資法違反の各罪の成立を認めた第1審判決を是認した原判決の判断は相当である。

よって、刑訴法414条、386条1項3号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。」

## 第4 本件決定の検討

### 1 ファクタリングとは

ファクタリングとは、広義には、企業が商品の売

却や役務の提供等によって得た売掛金債権等に関する管理を総合的に引き受ける金融サービス全般をいうとされており、狭義には、企業が有する売掛債権等（特に定期的取引等により将来発生するもの）を買い取ることにより、資金を提供するサービスを<sup>(5)(6)</sup>いう。また、譲渡債権の弁済期よりも前に売買による債権譲渡及びその代金の支払が行われる場合、債権の早期資金化という性質を捉えて、ファクタリング取引に金融的機能が認められるとも説明される。<sup>(7)</sup>本件決定の事案に登場する「給料ファクタリング」という文言は、後者の意味でファクタリングという用語を使用していることから、本稿では以降、上記の狭義の意味でファクタリングという用語を用いることにする。また、自身の保有する債権を譲渡することで資金化しようとする者を顧客と呼称し、債権を買い受けて金銭を顧客に支払う業者をファクタリング業者とそれぞれ適宜呼称する。

ファクタリングは、譲渡の対象となる売掛債権等の弁済期よりも前に、売掛債権等の譲渡人に対して譲渡の対価である代金が支払われる場合には、譲渡人は売掛債権等を早期に資金化できることになるし、場合によっては貸倒となるリスクを避けることもできる。さらには、債権よりも現金として資産に計上した方が計算書類上も簡便且つ見栄えが良い。このように、ファクタリングサービスには金融的な機能も含まれているといえる。弁済期前の債権を現金化させる手法としては、手形の割引譲渡と似通ったシステムであるが、手形の割引譲渡の場合と大きく異なるのは、債権譲渡の場合には手形の割引には担保的効力がなく、債権の譲渡人が債権の現保有者に対して責任を負うことはないという点にある。

一見して資金調達手段として利用場面が多く且つ

(5) 黒川弘務『逐条解説サービサー法』（四訂版、金融財政事情研究会、2012年）48頁による定義。

(6) 判タ1439号179頁（2017年）は「ファクタリングとは、一般的には、売掛債権等を保有する者が、債権買取業者であるファクターに債権を譲渡し（その際、債権買取代金から債権支払期日までの金利や割引率などの控除がされることが通例）、その後、ファクターは、譲受債権の回収を行うという取引である。」と説明する。

(7) 前掲注(3)287頁。

比較的簡便であるため新たな資金調達手法として注目を浴びるファクタリングであるが、他方で訴訟にまで至る紛争も少なくない。その理由を端的に示せば、債務者である取引先に債権譲渡通知が送付されることを嫌って通知を留保する二者間ファクタリングの場合、債務者対抗要件を具備していない譲受人は債務者から直接債権を回収することができず、売主たる譲渡人が弁済しなければならぬ状況に置かれるためである。また、このような状況に置かれた譲渡人の立場は弱く、債権売却に対する手数料（実質的には利息と同義）は高率になりがちである。このように、ファクタリングは、外形的には債権譲渡制度を利用した債権の早期現金化システムとして利便性が高いように思えるものの、その金銭の流れと手数料（利息）の存在から、金銭消費貸借契約としての実質を有しているとされ、すなわち貸金業法2条1項の「貸付け」に該当するのではないかとの指摘がかねてからなされていたところである。<sup>(8)</sup>

貸金業法2条1項柱書は、「この法律において「貸金業」とは、金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。以下これらを総称して単に「貸付け」という。）で業として行うものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。」と「貸金業」を定義し、同法3条1項は、「貸金業」を営む場合には行政の登録が必要であるとし、登録をせずに「貸金業」を営んだ者は同法47条2項により罰せられるとの建付けになっている。<sup>(9)</sup> もっとも、貸金業法2条1項柱書が定義しているのは「貸金業」であり、「貸付け」は、「金銭の貸付け又は金銭の貸借

の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。）」の総称であると規定されるにとどまり、「貸付け」がいかなる手段にまで及ぶのかは必ずしも明確ではない。

前述のとおり、かねてからファクタリングが「貸付け」にあたるもの指摘があったように、民事上は、各種のファクタリング取引について高率な手数料の返還や契約の無効を求める類いの争訟の発生も少なくなかったが、本件決定は、本件における給与ファクタリングの手法が貸金業法2条1項の「貸付け」にあたることと明確に判断したことにより、今後、給与ファクタリング以外をも含むファクタリングサービスの在り方の基準になり得る意義のある判例であるといえる。

## 2 本件決定が「貸付け」にあたることと判断したプロセス

本件決定は、まず一般のファクタリングと給与ファクタリングで最も顕著な差異となるであろう譲渡対象債権の性質についての言及から始めている。

「本件取引で譲渡されたのは貸金債権であるところ、労働基準法24条1項の趣旨に徴すれば、労働者が賃金の支払を受ける前に賃金債権を他に譲渡した場合においても、その支払についてはなお同項が適用され、使用者は直接労働者に対して賃金を支払わなければならない、その賃金債権の譲受人は、自ら使用者に対してその支払を求めることは許されない（最高裁昭和40年（オ）第527号同43年3月12日第三小法廷判決・民集22巻3号562頁参照）ことから、被告人は、実際には、債権を買い戻させることなどにより顧客から資金を回収するほかなかったものと

(8) 前掲注(3)284頁。

(9) 貸金業法の適用を受ける貸金業者に、金銭消費貸借契約の付随義務として、信義則上取引履歴を開示すべき義務を負う旨判示した最三小判平成17年7月19日民集59巻6号1783頁は、貸金業法の趣旨について「貸金業法は、罰則をもって貸金業者に業務帳簿の作成・備付け義務を課すことによって、貸金業の適正な運営を確保して貸金業者から貸付けを受ける債務者の利益の保護を図るとともに、債務内容に疑義が生じた場合は、これを業務帳簿によって明らかにし、みなし弁済をめぐる紛争も含めて、貸金業者と債務者との間の貸付けに関する紛争の発生を未然に防止し又は生じた紛争を速やかに解決することを図ったものと解するのが相当である。」と述べている。

認められる。」としている。すなわち、賃金の全額直接払いの原則を定めた労働基準法24条1項の趣旨及びこれに言及した昭和43年最高裁判決に照らして、賃金債権が第三者に譲渡されたとしても、賃金債務を負う者（使用者）が弁済をする対象者はおお労働者であることを明示した。

その上で「また、顧客は、賃金債権の譲渡を使用者に知られることのないよう、債権譲渡通知の留保を希望していたものであり、使用者に対する債権譲渡通知を避けるため、事実上、自ら債権を買い戻さざるを得なかったものと認められる。」と続けている。顧客、つまり一般労働者の立場からすれば、給与ファクタリングを利用していることを使用者や職場に知られたくないと考えるのが通常であろうから、債権譲渡通知を被告人に委任していた顧客らは、自らが債権を買い戻すという選択肢を採らざるを得なかったとの理屈は正しい。そして、顧客が被告人に支払う総額は、賃金債権の額面の1.4倍もの高率になる。

最後に、「そうすると、本件取引に基づく金銭の交付は、それが、形式的には、債権譲渡の対価としてされたものであり、また、使用者の不払の危険は被告人が負担するとされていたとしても、実質的には、被告人と顧客の二者間における、返済合意がある金銭の交付と同様の機能を有するものと認められる。」として、形式的な構成は債権譲渡ではあるけれども、実質的には二者間での金銭消費貸借と同様の機能であるとし、貸金業法2条1項の「貸付け」

に該当するとの結論に至っている。

なお、「使用者の不払の危険は被告人が負担するとされていたとしても」の部分については、その言い回しからして「貸付け」に該当しない方向に働く事情として扱われている<sup>(10)</sup>。この点については、本件が賃金債権を対象としたファクタリングであることも強く影響するであろう。すなわち、賃金債権は労働者保護の観点から様々な場面で他の債権に対して優先する債権であること、企業間取引で実行されるファクタリングに比して債権額自体が少額の傾向であることからすると、被告人が負うリスクは比較的小さいといえる。そのため、マイナスの事情としては極めて小さい事情として取り扱われていると思われる。

総括すると、本件決定は、譲渡対象債権が賃金債権であったことがとりわけ重要であったといえる。すなわち、賃金債権という一般の債権に優先する特殊な債権であることはもとより、賃金債権を買い戻さなければならない法的義務があるわけではないのに、会社と労使関係を続けたいがために会社に給与ファクタリングの利用を知られたくないという心理につけこみ、弁済期までに満額で買い戻さなければならない状況を作出している点である。その意味では、賃金債権以外の債権が対象となるファクタリングについては、当該ファクタリングの性質に着眼して判断する必要がある。この点に多少の検討を加える。

(10) 村山由香里『『貸金業』の該当性に関する一考察』金融法務事情1991号68頁（2014年）は、一般的な事業ファクタリングの場面を前提とした説明ではあるが、当事者の意思として、譲受人であるファクタリング会社が譲渡債権の債務者のデフォルトリスクを完全に負担しているとすれば、債権の確定的な売買であることを示す一方、債権の譲渡価格が債務者の信用リスクでなく債権譲渡人の信用リスクを考慮して決定されていることなどは、債権の売買であることを否定する方向の事実となるとする。

### 3 給与以外の債権を対象とするファクタリング<sup>(11)</sup>

たとえば、給与ファクタリングとしての「貸付け」に該当するか否かの限界を探るべく、雇用契約に基づく賃金債権に近いものとして、労働者ではなくフリーランスが労務を提供する場合のような業務委託契約に基づく請負代金債権の場合<sup>(12)</sup>はどうか。賃金債権が労働基準法等により他の債権とは異なる性質の債権であることは本決定の説明するとおりであるが、フリーランスの請負代金債権の場合には、下請法の適用がないとすれば債権の性質に賃金債権のような特別な点はなく、基本的には一般的な金銭債権と位置付けて差し支えない。そうすると、債務者が債務を弁済する相手方は、原則として債権を現に保有している者ということになる。給与ファクタ

リングとして債権譲渡が行われた場合には、債務者対抗要件を具備していればファクタリング業者たる債権譲受人が請負代金債権を債務者に直接請求し受領することができることになり、この点は、本件決定と大きく事情が異なってくる部分である。業務委託契約で企業から支払を受けてこれを収入とするフリーランスたる顧客の立場からすると、(相手方が破産する場面などの特定の場面ではともかく、通常の場合においては)それが給与であるか請負代金であるかという法的な違いは本人にとってさほど大きな要素ではなく、請負代金債権をファクタリング業者に売却して現金化していることを注文者(雇用主)に知られたくないと考えるのが通常人の思考となることは賃金債権の場合と比較しても違いには

(11) 本稿では、給与収入者との比較という意味でフリーランスの業務委託契約に基づく請負代金債権を例に挙げるが、売掛金債権を譲渡対象債権とした二者間ファクタリングについて、東京地判令和2年9月18日金法2176号68頁は「そこで本件F T契約について検討すると、前記前提事実及び前記認定事実によれば、〔1〕本訴原告及び本訴被告F Tは、それぞれ独立した事業を行う会社であること、〔2〕本件F T契約は、債権の売買契約の体裁が取られており、債権の譲渡が担保目的でないことが明記されていること、〔3〕本訴被告F Tは、第三債務者に着目した審査基準を元に取り価格を決定していること、〔4〕本訴被告F Tが譲渡債権について第三債務者の無資力リスクを負い、本訴原告に対する償還請求権を有するものではなく、本訴原告としても債権の買戻しを予定していないことが認められることからすれば、本件F T契約は、独立した事業者である本訴原告及び本訴被告F Tが、あえて債権の売買契約という法形式を選択していることに加え、実質的にも、譲渡債権に関する債務不履行リスクが移転していると評価できる。そして、対抗要件具備についてみても、確かに、本件F T契約について対抗要件具備が猶予され、本訴原告が取立金を代理受領することとされていたものの、同時に、かかる猶予は本訴被告F Tがいつでも撤回することができることとされ(認定事実(1)エ(エ) b)、実際に債権譲渡通知書の作成等の債権譲渡通知の準備がなされており、本訴被告F Tの判断において通知可能であったこと(認定事実(1)オ)が認められることからすれば、本訴被告F Tの譲渡債権についての権利行使が制限されていたということもできない。さらに、本件F T契約における売買代金は、概ね債権額面の7割から8割程度であるところ(認定事実(1)エ)、本訴被告F Tが第三債務者の無資力リスクを負っているにも関わらず、第三債務者に対する債権譲渡通知を留保する関係上、第三債務者に対する直接の信用調査が困難であることに照らすと、その差額は担保目的であることを推認させるような大幅なものということもできない。以上の事実を総合すると、本件F T契約は担保の目的でなされたものとは認められないから、出資法及び貸金業法が適用される契約であるということとはできない。そして、その余に公序良俗違反と認めらるに足る的確な証拠はない。よって、この点の本訴原告の主張は採用することができない。」として、債権譲渡契約の内容を個別具体的に検討・評価し、貸金業法及び出資法が適用される契約であるということとはできないとした。給与ファクタリングについては賃金債権の特殊性という根本的な問題(賃金債権は労働関係法という強行法規により債権の性質が固定化されているため、債権譲渡契約の個別具体的な内容は考慮要素として後退しがちである)が結論に大きな影響を与えているが、企業の売掛債権の現金化の場面では、当該債権譲渡契約の個別具体的な内容、すなわちファクタリングのスキームこそが「貸付け」該当性の考慮要素となる。

(12) 工事請負については、小規模建設業者保護のための公的な制度として、工事請負代金債権の譲渡による融資制度を置く自治体もある。本稿本文では、雇用契約ではなく業務委託契約で労働に従事していたという事案を想定する。なお、たとえば士業などは、所属事務所と雇用契約ではなく業務委託契約を締結して労務を提供することは決して珍しくない。

(13) ならない。そうすると、顧客が会社に対して有する請負代金債権についても、本件決定の事案と同じように、顧客は債権譲渡通知の留保を希望するだろうし、期限までに譲渡債権を買い戻さざるを得ない状況に陥ることは大いにあり得る。ところが、実質論ではなく形式論でいえば、貸金債権とは異なり、ファクタリング業者が債権譲渡人たる顧客から委任を受け、且つ留保していた債権譲渡通知を債務者に対して発して債務者対抗要件を具備し、債務者たる注文者（雇用者）から直接資金を回収することが可能である。この点がどのように評価されるか。やはりファクタリング業者が債務者対抗要件を備えた上で債務者から直接弁済の受領が可能な場合は、「貸付け」ではなく売買による債権譲渡という性質に近づくであろう。もちろん売買契約時に定める特約の内容にもよるが、単なる債権譲渡であれば、債務者の不払の危険は債権の譲受人が負うことになるから、弁済期到来前の債権や将来債権を大幅に割引いて購入することは取引経済社会における金融的機能の一態様として認められても不合理ではない。

上記のとおり、本件決定は、給与ファクタリングが「貸付け」に該当することの論拠として(1)貸金債権の特殊性、(2)（買取義務がないにもかかわらず）顧客が譲渡債権を買い戻さざるをえなかったことを挙げる。もし本件決定を可能な限り抽象論に落とし込むとすれば、「貸付け」の判断基準を以下のとおり整理することも可能ではないかと考える。

すなわち、(1)顧客からファクタリング業者に対する（将来）債権譲渡が行われ、債権額から一定の値引きをした上で顧客に売買代金が支払われ、(2)ファクタリング業者が債務者から直接債務の弁済を受けることができない法律上又は事実上の障害があ

り、(3)顧客が譲渡債権の買戻を希望するなどファクタリング業者と顧客との間のみで金銭のやり取りが完結し、(4)且つ譲渡債権の買戻価格が譲渡債権の額面どおりまたはそれと同視しうる価格（少なくとも(1)で顧客に支払った売買代金以上）である場合には、顧客とファクタリング業者間における返済合意のある金銭の交付と同等の機能を有するものと認められるため、貸金業法2条1項の「貸付け」に該当するといえると考えられる。村山由香里「『貸金業』の該当性に関する一考察」金融法務事情1991号68頁（2014年）によれば、当事者の意思として、譲受人であるファクタリング会社が譲渡債権の債務者のデフォルトリスクを完全に負担しているとするれば、債権の確定的な売買であることを示す一方、債権の譲渡価格が債務者の信用リスクでなく債権譲渡人の信用リスクを考慮して決定されていることなどは、債権の売買であることを否定する方向の事実（「貸付け」の方向の事実）となる等指摘されているところ、従前から指摘されていたファクタリングと貸付けの境目とも一応の整合性を図ることができる。

本件決定は、本件における個別具体的な事実と「貸付け」との関係性を検討し、本件における給与ファクタリングの機能が「貸付け」と同様であるため「貸付け」に該当するとの論旨を展開している。世の中で一般的に行われている給与ファクタリングの多くは本件の給料ファクタリングとほぼ同じ手法であると思われるため、<sup>(14)</sup> 語弊を恐れずにいえば給与ファクタリングという手法自体が本件決定により違法と結論づけられたと表現しても問題ないだろう。

#### 4 関連する民事裁判例について

本稿冒頭で述べたとおり、本件決定以前に、給与

(13) むしろ労働関係法による強固な保護がない分、自身の資金状況が良くないことを知られることによる実質的な影響は労働契約者の場合よりもフリーランスの方が大きいといえ、注文者（雇用者）に給与ファクタリングを利用していることを知られたくないという思いも雇用契約における労働者よりも強いかもしれない。

(14) 前掲注(1)。

ファクタリングの性質について言及した東京地判令和2年3月24日金法2153号64頁<sup>(15)</sup>がある。同裁判例は、民事訴訟ではあるものの給与ファクタリングが「貸付け」にあたることを明確に判示しているため、ここで紹介をする。

#### (1) 事案の概要

原告であるファクタリング業者が、顧客である被告の保有する給与債権の一部を債権譲渡により取得したところ、被告が譲渡した給与債権に係る給与の支払を受けたにもかかわらず、原告に対して支払をしないなどとして、被告に対し、譲渡された給与債権に相当する額（額面額）から弁済済みの金額を差し引いた残額の支払を求めたとの事案において、裁判所は原告の請求を棄却した。

#### (2) 判旨

裁判所は、当事者間の債権譲渡契約には被告が譲渡債権を買い戻すことが可能である旨の記載はあるものの、原告の主張する買戻合意があったとは認められないとした上で以下のように判断した。

「労働基準法24条1項の趣旨に徴すれば、労働者が賃金の支払を受ける前に賃金債権を他に譲渡した場合においても、その支払についてはなお同条が適用され、使用者は直接労働者に対し賃金を支払わなければならない、したがって、労働者の給与債権の譲受人は自ら使用者に対してその支払を求めることは許されない（前掲最高裁昭和43年3月12日判決）。そうすると、原告のように、労働者である顧客から給与債権を買い取って金銭を交付した業者は、常に当該労働者を通じて譲渡に係る債権の回収を図るほかないことになる。このような給与ファクタリングを業として行う場合においては、業者から当該労働者に対する債権譲渡代金の交付だけでなく、当該労働者からの資金の回収が一体となって資金移転の仕

組みが構築されているというべきである。」

「また、原告は、債務者の破綻等による不払の危険を負担している旨主張するが、給与債権は破産手続においても財団債権ないし優先的破産債権とされて厚く保護されており（破産法149条1項、98条1項）、通常使用者にとって支払の優先度の高いものであるから、その不払の危険は被用者である債権譲渡人の破綻の危険と比べて極めて小さい。しかも、原告が給与債権を譲り受けるに際しては、前月まで直近3か月の給与が遅滞なく支払われていることを確認した上で、翌月の給与債権を譲り受けることになるから、その間に債務者が破綻等する危険はかなり低いというべきである。

さらに、そのような事態が生じたときにはそもそも被用者からの回収も見込めなくなるから、実態としても被用者に対する通常金銭消費貸借による貸付けとは異なる危険を負担しているとはいえない。

したがって、本件取引のような給与ファクタリングの仕組みは、経済的には貸付けによる金銭の交付と返還の約束と同様の機能を有するものと認められ、本件取引における債権譲渡代金の交付は、「手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法」による金銭の交付であり、貸金業法や出資法にいう「貸付け」に該当する。<sup>(16)</sup>

(5) そうすると、原告は、業として「貸付け」に該当する給与ファクタリング取引を行う者であるから、貸金業法にいう貸金業を営む者に当たる。

(6) そして、原告が支払を請求する本件取引について、貸金業法ないし出資法の定める計算方法により年利率を計算すると、…貸金業法42条1項の定める年109.5%を大幅に超過するから、本件取引は同項により無効であると共に、出資法5条3項に違反し、刑事罰の対象となるものである。」

(15) 本裁判例の解説・講評として、深川裕佳「いわゆる給与ファクタリングの法的性質と貸金業法・出資法の適用」私法判例リマックス64号22頁（2022年）がある。

(16) なお、本裁判例では「手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法」に該当するとしているが、本件決定では「手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法」に該当するか否かについては言及されていない。

### (3) 本件決定との関係

本裁判例は、事案の基本的な部分は本件決定とほぼ同様である。本裁判例における顧客（被告）は、ファクタリング業者に譲渡した債権の買戻しを実行しなかったため、ファクタリング業者は債務者たる使用者から直接金銭債権を回収することができず<sup>(17)</sup>、ファクタリング事業者が、顧客に対して、譲渡債権の買戻金請求をしたとの経緯である。そして、裁判所は、当事者間に買戻し合意がないこと、すなわち顧客には買戻し義務がないと認定した。本件決定の事案でも、「希望する顧客は譲渡した貸金債権を買戻し日に額面額で買戻すことができること、被告人が、使用者に対する債権譲渡通知の委任を受けてその内容と時期を決定すること、顧客が買戻しを希望しない場合には使用者に債権譲渡通知をするが、顧客が希望する場合には買戻し日まで債権譲渡通知を留保することが定められていた」とされていることから、明確な買戻し合意がなかったことが前提となっていると思われるため、前提となる事情はほとんど同じといって良い。

本裁判例では、原被告間の給与ファクタリングは「貸付け」に該当することから原告は貸金業を営む者であり、その年利率によって原被告間の給与ファクタリング取引は無効であるとしている。「貸付け」に該当する根拠としては、本件決定とほぼ同様の視点に立ち、貸金債権の特殊性や二者間ファクタリングの形式を採ること、（顧客による買戻しが確実になされるのであれば）業者の回収不能リスクが小さいことを挙げる。本件決定においても、その認定の掘り下げ方には民事と刑事の違いはあるものの、論理の筋道は共通していると思われる。そして、本件決定の検討部分でも言及したとおり、本来であれば

譲渡した貸金債権を買い戻す義務は顧客にはなく、会社に給与ファクタリング業者を利用している事実を知られたくないとの心理を巧みに利用して債権譲渡通知の発送を留保し買取りを実行させたが、貸金業法42条1項に定める金利を超えている場合には、同項に基づいてファクタリング取引自体が無効となる。もっとも、同項の金利を超えていない場合、当然に無効となるものではなく、民法90条の公序良俗違反による無効を主張することになる。

## 第5 今後の検討課題

本件決定以前から給与ファクタリングについては金融庁その他当局からその危険性に警鐘が鳴らされていたところであり<sup>(18)</sup>、本件決定の登場により（特に高率の）給与ファクタリング手法そのものが「貸付け」に該当することほぼ確定的なものとなった。もっとも、これまで述べたとおり、譲渡対象債権が貸金債権であったことに大きな意味があり、これが請負代金債権や売掛金債権等の債権であった場合にはたして本件決定の射程が及ぶのかということである。特に、顧客が給与ファクタリングの利用を会社に知られたくないという心理的圧力によって義務のない買い戻しをせざるを得なかったという点には重要な意味があり、これがあてはまらない事案ではなお新たな視点から「貸付け」該当性の判断が求められるであろう。

また、「給与ファクタリング」という言葉が警戒の対象として拡がるやいなや、悪質業者は次なる手法で実質的に貸付けを実現しようとしている。たとえば、すでに警鐘が鳴らされている「先払い買取」<sup>(19)</sup>に代表されるように、資金需要者が悪質業者に対して商品の買い取りを依頼し、悪質業者が将来契約を

(17) ファクタリング業者が債務者から譲渡債権の回収ができないことについては、これまでも本件決定等で述べられており、給与の直接払いの原則（労働基準法24条1項）及びこれについて判示した最高裁昭和43年3月12日判決による。

(18) 前掲注(1)。

(19) 金融庁のウェブページ「商品の買取りをうたって高額な違約金を請求する悪質な業者にご注意ください！～いわゆる「先払い買取」現金化に要注意～」([https://www.fsa.go.jp/ordinary/chuui/cashing\\_chuui2.html](https://www.fsa.go.jp/ordinary/chuui/cashing_chuui2.html))。

解除することを前提に、同商品を買取る売買契約を締結して（名目上の）売買代金を支払った上で、資金需要者が目的物の引渡し期限を徒過した際に売買契約を解除し、違約金名目で金銭を回収するとの方法である。このスキームも、純粋に法律構成のみに着目すれば、売買契約における売主の債務不履行という極一般的な構成になるが、その実質は高利貸しであろう。新たなスキームに対してどのように判断枠組みを組み立てるべきか、今後の判例の登場を待つとともに、本件決定で重要視した事項を手がかりにファクタリングと貸付けの分水嶺についても検討を深めたい。

以上